

土木工事監督要領

(昭和 55 年 3 月 28 日 55 技第 108 号 部内関係各課あて、地方機関の長あて土木部長通知)

(沿革) 昭和 55 年 4 月 1 日施行、昭和 63 年 4 月 1 日改正、平成 2 年 4 月 1 日改正、平成 6 年 11 月 1 日改正、平成 14 年 6 月 1 日改正、平成 15 年 5 月 1 日改正、平成 16 年 4 月 1 日改正、平成 19 年 4 月 1 日改正、平成 20 年 4 月 1 日改正、平成 21 年 4 月 1 日改正、平成 22 年 4 月 1 日改正、平成 23 年 4 月 1 日改正、平成 25 年 4 月 1 日改正、平成 27 年 4 月 1 日改正、平成 28 年 4 月 1 日改正、平成 29 年 4 月 1 日改正、令和 3 年 4 月 1 日改正、令和 4 年 4 月 1 日改正、令和 5 年 4 月 1 日改正、令和 6 年 4 月 1 日改正、令和 8 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、愛知県建設局・都市・交通局が発注する土木工事（以下「工事」という。）の監督に関する必要な事項を定め、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保することをいう。

2 この要領において「監督員」とは、所長（本庁施行工事においては、建設局長。以下、同じ。）から任命された専任監督員、主任監督員及び総括監督員をいう。

(監督の体制)

第 3 条 監督の体制は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、所長が必要と認める監督の体制によるものとする。

- (1) 当初設計金額が 8000 万円以上の工事にあつては、専任監督員、主任監督員及び総括監督員を置くものとする。
- (2) 当初設計金額が 8000 万円未満の工事にあつては、専任監督員及び主任監督員を置くものとする。なお、低入札価格調査の対象工事にあつては、総括監督員を合わせて置くものとする。

(監督員の任命基準)

第 4 条 監督員の任命基準は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、所長が適任者と認める職員を、任命するものとする。

- (1) 専任監督員 技師級、主任級、主査級又は課長補佐級の職員
- (2) 主任監督員 主査級、課長補佐級又は課長級の職員
- (3) 総括監督員 課長級の職員

(監督の実施)

第 5 条 監督員は、別記「監督業務の内容」及び「施工プロセス」のチェックリスト（様式 1 号）に留意のうえ、監督を実施するものとする。

- 2 監督員は、請負者に対する指示、承諾、協議等を、仕様書に定める工事打合簿により行うものとする。ただし、協議等の内容が設計図書の変更に係るものについては、別に定める愛知県建設局設計変更事務取扱要領によるものとする。
- 3 監督員は、「施工プロセス」のチェックリストに監督の実施状況を記録し、整備しておくものとする。

(監督業務の分担)

第 6 条 監督業務の分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 専任監督員
 - ア 契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
 - ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - エ 関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整
 - オ 上記アからエに関する事項（軽易と判断される事項を除く。）及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告

- カ 工事検査に必要な工事関係書類の整備
- (2) 主任監督員
- ア 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告
- イ 専任監督員の指導監督
- ウ 総括監督員を置かない工事における次号に定める監督業務
- (3) 総括監督員
- ア 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所長への報告
- イ 主任監督員及び専任監督員の指導監督並びに監督業務のとりまとめ

添付様式

様式1号 「施工プロセス」のチェックリスト

別記「監督業務の内容」

項 目	監督業務の内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	契約書 第10条 標仕第1編 1-1-8
(2) 請負代金内訳書及び現場代理人・主任技術者等の把握	請負者から監督員を通じて所長へ提出される書類の内容を把握する。内訳書に記載の法定福利費が適切か確認する。現場責任者を配置する工事は、現場代理人を現場責任者と読み替える。	契約書 第4、11条 標仕第1編 1-1-5、1-1-51
(3) 施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	標仕第1編 1-1-6
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議（詳細図等の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契約書 第10条 標仕第1編 1-1-8
(5) 条件変更確認請求の受理並びにその内容の調査、確認、検討及び報告並びに条件変更確認の監督員経由での通知	①契約書第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見した場合、又は請負者から事実の確認を条件変更確認請求通知(工事打合簿)により発注者に通知された場合は、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、所長に報告する。必要により、設計図書の訂正又は変更資料を作成する。 ②監督員は、前項の調査結果を条件変更確認通知(工事打合簿)により、請負者に通知する。なお、設計図書の変更を行う必要がある場合は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領により所定の手続きを行う。	契約書 第19条 標仕第1編 1-1-3 契約書 第19条 標仕第1編 1-1-16
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに、設計図書の	契約書 第19条 標仕第1編 1-1-3、1-1-

	変更資料を作成する。	16
(7) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。	契約書 第 2 条 標仕第 1 編 1-1-13
(8) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契約書 第 12 条 標仕第 1 編 1-1-30
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 40 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を請負者に行う。	標仕第 1 編 1-1-17
(10) 所長への報告		
1) 変更契約の報告	設計図書の変更に伴い、変更契約を行う必要がある場合は、所長へ報告する。	
2) 工期の延長及び工事の中止の検討及び報告	① 工期変更の事前協議において、工期変更協議の対象とした事項について、延長期間を検討し所長へ報告する。 ② 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められる場合は、中止期間を検討し、所長へ報告する。	契約書 第 22 条 標仕第 1 編 1-1-17 契約書 第 21 条 標仕第 1 編 1-1-15
3) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物の引渡し前に、工事目的物等に損害が生じた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所長へ報告する。	契約書 第 28 条
4) 不可抗力による工事目的物等の損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により工事目的物等に生じた損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所長へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を確認し、所長へ報告する。	契約書 第 30 条 標仕第 1 編 1-1-47
5) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所長へ報告する。	契約書 第 29 条
6) 部分使用の報告	部分使用を行う場合は、出来形調書を作成し、所長へ報告する。	契約書 第 35 条 標仕第 1 編 1-1-28
7) 中間前払金請求時の確認及び報告	中間前払金の請求があった場合は、工事の進捗状況等の請求要件を具備しているかどうかを確認し、中間前金払認定(否認定)調書を作成し、所長へ報告する。	契約書 第 36 条 標仕第 1 編 1-1-26
8) 部分払請求時の出来形調書の作成	部分払の請求があった場合は、出来形調書を作成し、所長に提出する。	契約書 第 38 条 標仕第 1 編 1-1-26
9) 工事関係者に対する措置請求に関する報告	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人	契約書 第 13 条 標仕第 1 編 1-1-31

10) 契約解除に関する報告	等が、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがある場合は、所長へ報告する。 ①契約書第 43 条第 1 項、第 43 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 第 1 項及び第 44 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所長へ報告する。 ②契約が解除された場合は、出来形調書を作成し、所長へ報告する。	契約書 第 43～47 条 契約書 第 52 条
2. 施工状況の確認等	以下の事前調査業務を必要に応じて行う。	標仕第 1 編 1-1-45
(1) 事前調査等	①工事基準点の指示 ②既設構造物の把握 ③事業損失防止家屋調査の立会い ④請負者が行う官公庁等への届出等の把握 ⑤工事区域用地の把握 ⑥その他必要な事項	標仕第 1 編 1-1-43 契約書 第 17 条
(2) 指定材料の確認等	①設計図書において、監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料の確認を行う。 ②設計図書において、監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料について、立会い又は検査を行う。	契約書 第 14～15 条 標仕第 2 編第 1 章第 2 節
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事において、立会いを行う。	契約書 第 15 条 標仕第 1 編 1-1-22
(4) 工事施工段階の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において、別表 1 に基づき臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認する。	標仕第 1 編 1-1-22
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表 2 に基づき適宜臨場等により施工状況を把握する。	標仕第 1 編 1-1-22
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	①産業廃棄物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 ②建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書[実施書]及び再生資源利用促進計画書[実施書]により、リサイクルの実施状況を把握する。	標仕第 1 編 1-1-21 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
(7) 改造請求及び破壊による確認	①工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見し、必要があると認められる場合は、改善の指示又は改造請求を行う。なお、改造請求が重大である場合又は改造に要する期間が長期となる場合は、所長へ報告する。 ②契約書第 14 条第 2 項若しくは第 15 条第 1	契約書 第 18 条 契約書 第 18 条

	項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があり、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を最小限度破壊して確認する。	
(8) 支給材料の確認、引渡し	①設計図書に定められた支給材料について、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書に適合しないと認められる場合、又は使用に適當でないと認められる場合は、所長に報告する。	契約書 第16条 標仕第1編 1-1-19
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. その他		
(1) 「登録のための確認のお願い」の確認	C O R I N Sに基づき受注・変更・完成時に請負者が作成した「登録のための確認のお願い」を確認する。	標仕第1編 1-1-7
(2) 施工体制の把握	工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等の、施工体制の把握を行う。	入契適正化法 第16条 入契適正化指針 第2 5. (3) H13. 7. 26 付け 13 建総第 210 号 工事現場における 適正な施工体制の確保等 について
(3) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編 1-1-20
(4) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契約書 第27条 標仕第1編 1-1-50
(5) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所長へ報告すると共に、本庁関係課に報告する。	標仕第1編 1-1-36
(6) 工事成績の評定	建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	建設工事成績評定要領
(7) 検査日の通知	工事検査に先立って、所長の指定する検査日を請負者に対して通知する。	標仕第1編 1-1-25～28

(8) 完了検査等の立会及び工事関係書類の整備	原則として総括監督員、主任監督員及び専任監督員は、完了検査、中間検査等の立会いを行うとともに、検査に必要な以下の工事関係書類を整備する。 ・ 契約関係書類、設計図書 ・ 「施工プロセス」のチェックリスト ・ 施工計画書、承諾図 ・ 実施工程表 ・ 使用材料関係資料 ・ 材料確認書 ・ 段階確認報告書 ・ 施工状況把握報告書 ・ 出来形成果表、出来形図 ・ 品質管理資料 ・ 工事写真 ・ 施工体制台帳、施工体系図 ・ 工事打合簿(提出・承諾・協議等)綴り ・ 支給品の受領書及び精算書 ・ その他検査上必要な書類	標仕第 1 編 1-1-25～28
(9) その他	契約書第 10 条に定める監督員の権限を有しない監督に係る業務を委託した場合は、受注者からの報告を受けて監督を行う。	

備考

契約書:愛知県公共工事請負契約約款(土木工事用)

標仕：土木工事標準仕様書

入契適正化法 : 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

入契適正化指針:公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

別表1

段階確認一覧表

一般：一般監督

重点：重点監督

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等	1回／1工事
土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化
道路土工 （路床盛土工） 舗装工 （下層路盤工）		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高さ、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／2,000㎡
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換え厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／1,000㎡
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／1,000㎡
バーチカルドレーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ベーパードレーン等	施工時	使用材料、打込み長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込み長さ	一般：1回／100本 重点：1回／50本
		施工完了時	基準高さ、施工位置、杭径	一般：1回／100本 重点：1回／50本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回／100本 重点：1回／50本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般：1回／100本 重点：1回／50本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回／40本 重点：1回／20本
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／150枚 重点：1回／100枚
		打込完了時	基準高さ、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／50枚 重点：1回／25枚
		打込完了時	基準高さ、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時（中掘杭）	基準高さ、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高さ、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
場所打杭工	リバース杭 ホールディング杭 アースリール杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：20%程度／1構造物 重点：50%程度／1構造物
		施工完了時	基準高さ、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高さ、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比、スペーサの個数	1回／1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般:1回／10本 重点:1回／ 5本
		打込完了時	基準高さ、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回／10本 重点:1回／ 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工事
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床堀・掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料 設計図書との対比 スペーサの個数	一般:20%程度／1構造物 重点:50%程度／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料 設計図書との対比 スペーサの個数	一般:20%程度／1構造物 重点:50%程度／1構造物
鋼橋 鋼製橋脚製作工		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	1回／1構造物
ボーステンションT（Ⅰ）桁製作工 プレキャスト桁製作工 プレキャストボックス桁組立工 PCボックス製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度／総ケーブル数 重点:10%程度／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度／総ケーブル数 重点:20%程度／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作を除く）	使用材料 設計図書との対比	一般:20%程度／1構造物 重点:50%程度／1構造物
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スペーサの個数	一般:20%程度／1構造物 重点:50%程度／1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹き付けコンクリート厚 ロックボルト打込み本数及び長さ	1回／支保工変化毎

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督：地山等級がD, Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m以上臨場により確認
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スパースの個数	1回／構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	
鋼板巻立て工	フチング定着アンカー穿孔工	フチング定着アンカー穿孔完了時	施工状況の適否、設計図書との対比、深さ	一般：全数 重点：全数
	鋼板取付工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	建込み状況、設計図書との対比、使用材料	1回／1橋脚
	現場溶接工	溶接前	施工状況の適否、設計図書との対比、溶接部の適否	一般：1回／1工事 重点：1回／500㎡
		溶接完了時		
	現場塗装工	塗装前	施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量	一般：1回／1工事 重点：1回／500㎡
		塗装完了時		
舗装工	路盤、基層、表層	各層毎の完了時	基準高さ、幅、厚さ 支持力	一般：1回／1工事 重点：1回／3000㎡
塗装工	現場塗装	ケレン完了後、各層各塗り後	施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量	一般：1回／1工事 重点：1回／500㎡
旧施設撤去		完了時	撤去状況の適否	一般：1回／1工事 重点：1回／1施設
路面切削工		完了時	施工状況の適否、幅、厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／3000㎡
コンクリート吹付け工 厚層基材吹付工		法面清掃完了時	施工状況の適否	1回／1面
		ラス張完了時	ラスの位置、アンカー鉄筋検測ピンの径、長さ、本数	1回／1面
開削工（下水道）		完了時	施工状況の適否	一般：1スパン（人孔間）ごと 重点：一般に同じ
推進工（下水道）		完了時	施工状況の適否	一般：1スパン（人孔間）ごと 重点：一般に同じ
シールド工（下水道）		セグメント組立て完了時	施工状況の適否	一般：1スパン（人孔間）ごと 重点：一般に同じ
		2次覆工完了時	施工状況の適否	一般：100mごと 重点：50mごと
立坑工（下水道）		完了時	支持地盤、寸法、 施工状況の適否	一般：1回／1箇所 重点：一般に同じ
人孔築造工（下水道）		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比、使用材料、スパースの個数	一般：20%程度／1構造物 重点：50%程度／1構造物
		築造完了時	施工状況の適否	一般：1回／1構造物 重点：一般に同じ
落石防護工		施工完了時	使用材料 設計図書との対比	1回／1工事
照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時	照明設備の位置	1回／1施設
	点灯試験、照度測定	試験、測定時	設計照度との対比	1回／1工事
接地設置工	接地極の設置	床掘部埋戻前（打込式に あつては打込作業過程）	接地極の位置（深さ）	1回／1工事
	接地抵抗の測定	試験結果報告書提出時	接地抵抗値	1回／1工事

上記以外の電気通信設備工においては、「電気通信設備工事共通仕様書」によること。

機械工においては、「機械工事共通仕様書（案）」によること。

注） ・表中の「確認の程度」は確認頻度の目標であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとし、重点監督は1回／週以上の頻度で実施すること。

なお、ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事（工事標準仕様書第1編1-1-22第7項の規定によることのできる）

・重点監督：低入札工事

：主たる工種に「NETIS」等の新技術・工法等を採用した工事。

別表2

施工状況把握一覧表

一般：一般監督
重点：重点監督

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚ケーシング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
ボーステンションT（I）桁製作工 プレキャストコンクリート桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCボーステンション製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		コンクリート打設時 （工場製作を除く）	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
トンネル工		施工時（支保工変化毎）	施工状況の適否	1回／支保工変化毎
土工（盛土工）		敷き均し・転圧時	使用材料 敷均し・締固め状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事
舗装工	路盤、表層 基層	舗設時	使用材料 敷均し・締固め状況 天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000㎡
コンクリート吹付け工		吹付け時	施工状況の適否 品質規格、天候、気温	1回／1面
塗装工	現場塗装	清掃・錆落し施工時	清掃・錆落し状況	1回／1工事
		塗装施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	
開削工（下水道）		施工時	施工状況の適否	一般：1回／1スパン 重点：1回／50m又は1スパン
推進工（下水道）		施工時	施工状況、推進力	一般：1回／100mごと 又は1スパン2回 重点：1回／50mごと 又は1スパン3回
		裏込注入時	施工状況、薬剤使用量	一般：1回／スパン 重点：2回／スパン
シールド工（下水道）	1次覆工 2次覆工	裏込注入時	施工状況、薬剤使用量	一般：100リンク 重点：50リンク
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般：100mごと 重点：50mごと
立坑工（下水道）		施工時	施工状況の適否	一般：1回／1箇所 重点：2回／1箇所
人孔築造工（下水道）		施工時	施工状況の適否	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット

注） ・表中の「把握の程度」は把握頻度の目標であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとし、重点監督は1回／週以上の頻度で実施すること。
 なお、ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。
 ・一般監督：重点監督以外の工事
 ・重点監督：低入札工事
 ：主たる工種に「NETIS」等の新技術・工法等を採用した工事。

「施工プロセス」のチェックリスト（1/5）

管理番号：

1. 工 事 名：

工事

2. 工 期： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 事務所名：

4. 請 負 者：

- ①「施工プロセス」のチェックリストは、土木工事標準仕様書（以下「仕様書」という。）、愛知県公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
- ②摘要欄に記載した仕様書、契約約款等の該当項目及び「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」（以下「手引き」という。）に基づきチェックを行う。該当しない場合は、該当外の欄にレマークを記入する。
- ③チェック一覧表欄中、網掛けは、任意の上乗せ項目、記録 は、確認できる記録方法であれば、可とし、（契約後）は、当初契約後、（変更後）は、工期内に行う契約変更後とする。
- ④チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容が○Kであれば□にレマークを記入し、○Kでなければ、チェックリスト（5/5）に指示事項や是正状況等を記録する。
- ⑤「施工プロセス」のチェックリスト（1/5）～（4/5）以外の監督の記録は、チェックリスト（5/5）に記載する。

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)			該 当 外	備 考	主 任 監督員 確認欄
				着手時	施 工 中		完成時		
1	I 施 工 体 制 一 般	○現場代理人等通知書	・ 契約締結の5日以内に、現場代理人等通知書が提出された。 (契約後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	契約約款第11条 仕様書第1編1-1-51	□
		○コリンズ登録 (請負金額500万円以上の建設工事)	・ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録機関に登録申請された。 (受注時、変更時、完成等)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-7	□
		○品質証明 (特記仕様書等に品質証明の対象工事と明示された工事)	・ 品質証明員の資格（身分及び経歴）は適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 (契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-24 手引Q3-11	□
			・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)		(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-24 手引Q3-11	□
			・ 品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。 (品質証明実施時)		(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-24 手引Q3-11	□
		○建設業退職金共済制度等	・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。もしくは、提出できない理由を書面で提出した。 (契約後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-49 第5項 手引Q7-1~3	□
		(加入の必要がある場合)	・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-49 第5項 手引Q7-1~3	□
			・ 建設業退職金共済証紙の配布を貼り付け状況報告書等により適切に管理している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-49 第5項 手引Q7-1~3	□
			・ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	仕様書第1編1-1-49 第3項 手引Q7-4	□

「施工プロセス」のチェックリスト（2/5）

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）				該 当 外	備 考	主 任 監督員 確認欄
				着手時	施 工 中		完成時			
1	I 施工体制一般	○請負代金内訳書	・工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出した。 (契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-4	□
		○施工体制台帳	・施工体制台帳を備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-12 第1項	□
			・施工体制台帳に必要な事項が記載されている。また、必要な書類が添付されている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □		手引きQ5-3, 5-4 平成28年3月1日付け27建総第1208号「建設業者の社会保険等未加入対策の運用について（通知）」に基づく確認	□
			・一次下請負契約書に必要な事項が記載されている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □		手引きQ5-4	□
		○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-12 第2項	□
			・施工体系図に記載のない建設業者が作業していない。 (施工時1回/2～3月程度)		(/) □	(/) □	(/) □		手引き表4-1	□
	II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○一括下請負の禁止	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □		手引きQ6-3	□
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任技術者等を正しく記載している。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □		手引きQ2-2	□
		○現場代理人及び現場責任者	・現場代理人は現場に常駐している。現場責任者は現場の運営・管理を的確に行っている。 (施工時1回/2～3月程度)		(/) □	(/) □	(/) □		契約約款第11条第2項	□
			・現場代理人及び現場責任者は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		契約約款第1条第5項	□
		○専門技術者（配置が必要な場合）	・施工に必要な専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		手引きQ3-9	□
		○作業主任者（配置が必要な場合）	・施工に必要な作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		手引きQ3-10	□
	※当確認項目の3チェック目、4チェック目については、特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。	○監理技術者（主任技術者） （監理技術者補佐）	・監理技術者資格者証の携帯、その内容及び監理技術者講習修了証の携帯を確認した。（監理技術者が配置された場合） (着手前、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-51	□
			・現場に専任していた。（監理技術者（監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐）及び専任の主任技術者） (施工時1回/2～3ヶ月程度)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-51	□
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 (施工時、打合せ時)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-29	□
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □			□
		○下請負者の把握	・下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-11 第1項	□

「施工プロセス」のチェックリスト (3/5)

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 (指示事項)				該 当 外	備 考	主 任 監督員 確認欄
				着 手 時	施 工 中			完 成 時		
2	I 施 工 状 況	○設計図書の 照査等	・ 契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-3	□
			・ 現場との相違事実が確認できる資料を 書面により提出して確認を受けた。 (現場との相違事実がある場合) (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		契約約款第19条第1項	□
		○施工計画書	・ 施工 (変更を含む) に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-6	□
			・ 記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-6	□
			・ 記載内容 (作業手順書等) 現場施工 体制が一致している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-6	□
			・ 記載内容が、設計図書・現場条件等 を反映している。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-6	□
		○施工管理 ・ 工事材 料管理 ・ 出来形、 品質管理	・ 工事材料の資料の整理及び確認がさ れ、管理している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第2編第2節	□
			・ 品質管理確保のための対策など施工 に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □			□
			・ 日常の出来形、品質管理が書面にて 確認できる。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書施工管理基準 4. 管理の実施第4項	□
			・ 特記仕様書等に定められた事項や独 自の取り組み又は、地域等により評価 されるものがある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □			□
		○検査 (確 認を含む) 及び立 会い等の 調整	・ 監督員の立会にあたっては、あらかじめ 段階確認報告書 (契約図書に示された 項目) を施工計画書に添付し、事前に日 程の調整を行っている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-22 第1項	□
			・ 段階確認の確認時期が、適切である (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-22 第6項	□
		○工事の着 手	・ 工事着手を確認した (特記仕様書に工 事に着手すべき期日について定めがある 場合には、その期日までに着手した。) (着手時)	(/) □					仕様書第1編1-1-10	□
		○支給品	・ 請負者は、支給品の受払状況を帳簿等 により、その残高を明らかにしている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-19 第2項	□
		○建設副産 物及び 建設廃棄 物	・ 請負者は、産業廃棄物管理票 (マニ フェスト) により適正に処理されてい ることを確認し、監督員に提示した。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-21 第2項	□
			・ 再生資源利用計画書及び再生資源利 用促進計画書を所定の様式に基づき作 成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-21 第5項	□
		○指定建設 機械の確 認	・ 指定建設機械 (排出ガス対策型・低 騒音型、低振動型建設機械) を使用し ている。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □		仕様書第1編1-1-37 第6項 及び第7項	□

「施工プロセス」のチェックリスト（4/5）

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）			該当外	備考	主任監督員 確認欄	
				着手時	施 工 中					完成時
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)		仕様書第1編1-1-6	☐
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	仕様書第1編1-1-6	☐
			・作業員の休日の確保を行っている。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)		仕様書第1編1-1-6	☐
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動した記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	手引きQ7-5	☐
			・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時1回/2～3ヶ月程度)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	手引きQ7-6	☐
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)		仕様書第1編1-1-33 第10項及び第12項	☐
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)		仕様書第1編1-1-33 第8項	☐
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)		労働安全衛生規則第35条	☐
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	仕様書第1編1-1-40 第19項	☐
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時1回/2～3ヶ月程度)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	労働安全衛生規則第167条、170条他	☐
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	労働安全衛生規則第151条の7、158条他	☐
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	労働安全衛生規則第373条	☐
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	労働安全衛生規則第244条、567条	☐
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)		仕様書第1編1-1-40 第4項	☐
			・交通誘導員の有資格者（又は実務経験3年以上の者）の合格証明書を提示（又は経歴書を提出）した。 (施工時適宜又は着手前)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	仕様書第1編1-1-40 第14項第2号	☐
			○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告した記録がある。 (施工時適宜)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を報告した。 (施工時適宜)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	仕様書第1編1-1-43 第3項	☐
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、報告した。 (施工時適宜)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	仕様書第1編1-1-43 第7項	☐
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行い調整結果を報告した。 (施工時適宜)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	☐	契約約款第2条 仕様書第1編1-1-33 第15項	☐
3 完成時	Ⅰ 完成書類	○提出書類関係	・設計書（本工事内訳書）の内容が完成書類の施工管理（出来形、品質管理）に漏れないことを確認した。 (指定部分完成、完成時)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	仕様書第1編1-1-25 第2項	☐
			・出来形成果総括表の実測値が規格値を満足している。 (指定部分完成、完成時)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	仕様書第1編1-1-25 第2項	☐
			・出来形管理図表の実測値が規格値を満足している。（不可視部は写真等で確認できる。） (指定部分完成、完成時)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	仕様書第1編1-1-25 第2項	☐
			・品質管理の実測値が規格値を満足している。 (指定部分完成、完成時)		(/ □)	(/ □)	(/ □)	(/ □)	仕様書第1編1-1-25 第2項	☐

「施工プロセス」のチェックリスト（5/5）

チェックリストの指示事項、是正状況等及び「施工プロセス」のチェックリスト（１／５～４／５）以外の監督の記録を記載する。

(段階確認報告書、施工状況把握報告書、材料確認書、工事打合簿他に記載された監督の記録は、記載を省略できる。)

[illegible]